

倉吉市上下水道局企業管理規程第3号

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 企業職員（第7条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症（以下「感染症」という。）の患者若しくはその疑いのある者と接する作業又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所若しくは物件の消毒その他の措置作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 前項第7号に該当する場合 従事した日1日につき290円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症についての特殊勤務手当の特例)</u></p> <p><u>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）か</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 企業職員（第7条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、昭和43年4月1日から施行する。</u></p>

ら市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業として管理者が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。この場合において、第5条第1項第7号の規定は、適用しない。

3 前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。